

資料No.2-3

## 雇用保険制度関係資料



# 雇用保険制度関係資料

・雇用保険部会報告(平成24年1月6日) .....	1
・現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の概要 .....	5
・参考資料 .....	6
・参照条文 .....	15



## 雇用保険部会報告

### 第1 雇用保険制度の現状等

- 平成20年度後半以降の雇用失業情勢の急激な悪化は、とりわけ非正規労働者の雇用の安定に大きな影響を与えてきた。

そのため、雇用保険制度についても、平成21年から平成23年にかけて毎年見直しを行い、個別延長給付の創設、非正規労働者に対する適用範囲の拡大、賃金日額の引上げ等の措置を講じてきた。

また、厳しい経済・雇用状況の中で、雇用調整助成金の大幅な支出増にも対応できるよう、平成22年度と平成23年度については、失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を講じてきた。

- 現下の雇用失業情勢に目を転じると、足元では完全失業率は4%台、有効求人倍率は0.6倍台で推移するなど、一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある。

このような状況の下、雇用保険の財政収支については、失業等給付に関しては比較的安定的に運営されているものの、雇用保険二事業に関しては雇用調整助成金の大幅な支出増により極めて厳しい状況にある。

### 第2 雇用保険制度の見直しの方向

#### 1 平成21年度から実施している暫定措置について

- 非正規労働者に対するセーフティネット機能を強化するため、平成21年度から平成23年度末までの3年間の暫定措置として、以下の施策を講じている。
  - ・ 個別延長給付の創設
  - ・ 雇止めにより離職した有期契約労働者等の給付日数の充実
  - ・ 常用就職支度手当の支給対象に「40歳未満の者」を追加
  - ・ 受講手当の額の引上げ（日額500円→700円）

- これらの暫定措置は、平成23年度末でその期限を迎えるが、足元の雇用失業情勢は一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況にあること、また、急激な円高の進行・高止まりや海外経済を取り巻く不透明感等が日本経済・雇用に悪影響を与えるおそれもあるため、基本的には、これらの措置を2年間（平成26年3月31日まで）延長すべきである。
- ただし、個別延長給付の延長に当たっては、重点的な再就職支援が真に必要な者に限りその対象とするなど、運用上の見直しを行るべきである。  
また、受講手当の額の引上げについては、当初予定どおり平成23年度末をもって終了するとともに、教科書代等の補助という趣旨にかんがみ、支給額の在り方を見直すべきである。

## 2 高年齢雇用継続給付について

- 高年齢雇用継続給付については、平成19年1月9日の雇用保険部会報告において、「原則として平成24年度までの措置」とすべきとされたが、平成21年12月28日の雇用保険部会報告においては、「60歳代前半層の雇用の状況を踏まえ、平成25年度以降のあり方をあらためて検討すべき」とされた。
- 高年齢雇用継続給付については、制度の存在意義を問う意見がある一方で、制度の拡充等を図るべきという意見もある。  
高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の義務年齢が平成25年度に65歳まで引き上げられるが、高年齢雇用継続給付は、実態として労使間で広く定着し、高年齢者の雇用促進に重要な役割を果たしているのが現状である。
- こうした現状を踏まえ、雇用と年金の接続に資する観点も考慮し、高年齢雇用継続給付は当面の間は存置することとし、今後の高齢者雇用の動向を注視しつつ、その在り方について改めて再検証すべきである。

## 3 財政運営について

- (1) 失業等給付の財政運営について
  - ① 失業等給付に係る国庫負担について

- 失業等給付に係る国庫負担は、平成19年度から暫定措置として法律の本則（1／4）の55%（13.75%）とされている。
- 雇用保険の保険事故である失業は、政府の経済対策・雇用対策とも関係が深く、政府もその責任を担うべきであるから、求職者支援制度に係る財源を含め、雇用保険法附則第15条の「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」との規定に基づく措置を講ずるべきである。

## ② 平成24年度の失業等給付に係る雇用保険料率について

- 基本となる失業等給付に係る雇用保険料率は、平成23年の法律改正により、平成24年度以降14／1000に引き下げられている。
- 平成24年度の失業等給付に係る雇用保険料率については、現下の雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあるものの、失業等給付の収支の見通しや積立金の状況を勘案し、弾力条項に基づく下限の10／1000に引き下げるべきである。

## (2) 雇用保険二事業の安定的な運営について

- 雇用保険二事業については、平成22年度及び23年度の2年間に限り、雇用調整助成金の支出に要する場合に用途を限定して、失業等給付の積立金からの借入れを可能にする暫定措置を実施している。雇用安定資金残高は、平成22年度の決算後で3,895億円であったが、平成23年度末（3次補正予算後）では1,602億円、平成24年度末（概算要求ベース）では201億円と見込まれている。また、平成22年度末時点での失業等給付の積立金からの借入金の残高は370億円となっている。
- 雇用保険二事業の多くを占める雇用調整助成金については、平成20年度後半以降の雇用失業情勢の急激な悪化や東日本大震災等に対応して、支給要件の緩和や助成率の引上げ等を行ってきたが、今後は、経済・雇用情勢を慎重に判断しながら、原則として、平成20年度後半以前の状態に段階的に戻していくことを目指すべきである。

○ また、雇用保険二事業については、P D C A サイクルによる目標管理の徹底に努めてきたところであるが、現在の雇用安定資金残高や失業等給付の積立金から借り入れている現状も踏まえれば、今後、更なる効率化・重点化により不要不急な事業の廃止を行う等、これまで以上に厳しい見直しを徹底する必要がある。

これらの取組を通じて、雇用保険二事業の財政の健全化及び借入金の速やかな返済を図るべきである。

○ 上記の取組を前提とした上で、現下の雇用失業情勢が依然として厳しく、円高の影響等による雇用失業情勢の悪化懸念が依然残っている状況も勘案し、雇用調整助成金の支出が急激に増大した場合に備えたやむを得ない措置として、借入れに係る暫定措置については、2年間（平成24年度及び25年度）に限り延長すべきである。

#### 4 その他

##### （1）基本手当の水準（給付率、給付日数）について

○ 基本手当の水準（給付率、給付日数）については、現在の積立金残高や失業等給付の收支状況を考慮し、雇用のセーフティネットを拡充する観点から、雇用保険料率の引下げと併せて給付面での充実を図るべきとの意見がある。一方で、近年の制度改正により被保険者範囲が拡大されたこと等による雇用保険財政への影響や、依然として厳しい雇用失業情勢、急激な円高の進行・高止まりや海外経済を取り巻く不透明感等を考慮し、その在り方を慎重に考えていくべきとの意見がある。このような状況を踏まえ、引き続き、今後の在り方について検討すべきである。

##### （2）マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付について

○ マルチジョブホルダー、65歳以上への対処及び教育訓練給付については、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢等を勘案しつつ、今後は、中長期的な観点から議論していくべきである。

# 現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための 雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の概要

現下の厳しい雇用失業情勢の中、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、リーマンショック以降に実施している平成23年度末(平成24年3月31日)までの暫定措置を延長する。

## 1. 給付日数の拡充措置の延長

### (1) 個別延長給付の延長

解雇・倒産・雇止めによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日延長する暫定措置を、2年間(平成25年度末まで)延長する。

### (2) 雇止めによる離職者に対する給付日数の拡充措置の延長

雇止めにより離職した者の給付日数(90~150日)を、解雇・倒産による離職者の給付日数(90~330日)並みとする暫定措置を、2年間(平成25年度末まで)延長する。

## 2. 積立金の特例措置の延長

失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を、2年間(平成24年度及び平成25年度)延長する。

## 受講手当について

- 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、受講によって増加する費用を補助することにより訓練の受講を容易にするため、一定額を附加的に支給している。
- 公共職業訓練の受講料は無料であるが、教科書代等については、受給資格者の自己負担となっている。
- 支給額：日額 500円（※）  
（※）平成23年度末までは暫定措置として700円

⇒ 平成24年4月1日以降に開始される公共職業訓練に係る受講手当については、支給日数は最大40日とする。

## 受講手当の現状

年度	受講手当受給者 実人員(人)	給付費(千円)
平成14年	50,234	6,800,905
平成15年	49,578	6,026,165
平成16年	51,462	6,059,237
平成17年	52,661	6,207,424
平成18年	48,328	5,729,690
平成19年	41,615	4,899,274
平成20年	37,123	4,183,514
平成21年	48,061	7,458,314
平成22年	41,215	6,533,690

雇用保険課調べ

## 通所手当について

### 1 概要

公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その通所に公共交通機関、自動車等を利用する受給資格者に対して支給する。

### 2 支給額(月額42,500円を上限とする。)

(1)公共交通機関等を利用する者:1か月の運賃相当額

(2)自動車等を利用する者のうち、自動車等を利用する距離が

① 片道10km未満である者:3,690円

② 片道10km以上である者:5,850円

(厚生労働大臣の定める地域に居住する者であって自動車等を利用する距離が15km以上である者にあっては8,010円)

## 通所手当の暫定措置について

### 現 状

- 受給資格者に対する公共職業訓練等の受講指示は、原則として、住所又は居所の変更を要しない範囲内で行うもの。  
※ ただし、住所又は居所の近郊では開講されていない公共職業訓練等を受講させる必要があると判断される場合には、住所又は居所の変更を要する公共職業訓練等の受講指示を行っている。

### 東日本大震災に関連して生じた問題点

- 東日本大震災により被害を受けた訓練施設も多く、また、訓練施設の定員にも限りがある中で、被災地の受給資格者の受講機会を確保するため、比較的短期間(10日間程度)の訓練を、遠方に所在する既存の訓練施設を活用して受講させるプログラムを実施(※)している。  
(※) 震災に対応した委託事業として実施
- この場合、受給資格者は、訓練施設に近接した宿泊施設に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練施設まで通所することになるが、現行の通所手当の規定では、宿泊施設からの通所を前提としておらず、支給額の算定方法が明確化されていない。



- 遠方の訓練施設で実施される短期間の公共職業訓練等を受講するため、訓練施設に近接する宿泊施設に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練施設へ通所する受給資格者に対しては、
  - ① 住所又は居所から宿泊施設までの移動費用(1往復分)
  - ② 宿泊施設から訓練施設までの通所費用を通所手当として支給することとし、その算定方法を明確化する。
- ただし、今回の事例は、震災に関連して発生した例外的な事例であり、原則として、住所又は居所の変更を要しない範囲内で受講指示を行うという基本的な考え方を変えるものではない。そのため、あくまでも「当分の間」に限定した暫定措置として実施する。

## 通所手当の現状

年度	通所手当受給者 実人員(人)	給付費(千円)
平成14年	47, 890	6, 114, 656
平成15年	47, 246	6, 076, 496
平成16年	48, 920	6, 316, 522
平成17年	49, 988	6, 532, 080
平成18年	45, 892	6, 016, 828
平成19年	39, 452	5, 166, 939
平成20年	35, 192	4, 672, 883
平成21年	45, 573	5, 935, 386
平成22年	39, 042	5, 062, 071

雇用保険課調べ

# 常用就職支度手当について

## 1 概要

常用就職支度手当は、受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他就職が困難な者の常用就職を促進するため、これらの者が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が必要と認めたときに支給される。

## 2 支給要件等

### (1) 支給対象者

受給資格者、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であって、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して6ヶ月を経過していない者を含む。)及び日雇受給資格者であって次のいずれかに該当する者。

イ 身体障害者

ロ 知的障害者

ハ 精神障害者

ニ 就職日において45歳以上である再就職援助計画等の対象となる受給資格者

ホ 季節的に雇用されていた特例一時金の受給資格者(特例受給資格者)であって、通年雇用奨励金の支給対象となる事業主に通年雇用される者

ヘ 日雇受給資格者のうち、日雇労働被保険者として就労することを常態とする者であって、就職日において45歳以上である者

ト その他次に掲げる就職が困難な者

(イ) 駐留軍関係離職者、沖縄失業者求職手帳の所持者、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の所持者

(ロ) 刑余者

(ハ) 社会的事情により就職が著しく阻害されている者

(ニ) 安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、就職日において40歳未満であるもの(就職日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間の暫定措置)

→ 平成26年3月31日まで延長する。

### (2) 支給要件

次のいずれにも該当すること。

イ 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により1年以上引き続いて雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと。

ロ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。

ハ 待期期間又は給付制限期間が経過した後職業に就いたこと。

ニ 常用就職支度手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められること。ただし、就職日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがある場合は、常用就職支度手当は支給されない。

### (3) 支給額

基本手当日額×90×40%(支給残日数が90日未満である場合は、その日数。ただし、45日を下限とする。体系的には次表のとおり。)

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	36日分の基本手当
45日以上90日未満	残日数の40%相当日数分の基本手当
45日未満	18日分の基本手当

※基本手当日額の上限額は、5,885円(60歳以上65歳未満は4,770円)

# 常用就職支度手当の支給状況

雇用保険調査

	受給者数	身体障害者等	45歳以上の者	特例受給資格者	安定した職業に就く ことが著しく困難な4 0歳未満の者	その他
平成18年度	2,296	-	-	-	-	-
平成19年度	1,909	-	-	-	-	-
平成20年度	2,144	-	-	-	-	-
平成21年度	9,906	1,454	930	317	6,856	349
平成22年度	11,225	1,488	1,653	328	7,304	452
平成22年1月	899	173	116	14	565	31
2月	816	151	110	25	508	22
3月	1,060	148	207	56	618	31
4月	870	140	183	46	479	22
5月	1,271	179	262	57	737	36
6月	925	155	153	46	541	30
7月	871	125	120	30	565	31
8月	1,038	108	132	13	740	45
9月	848	76	99	15	612	46
10月	881	92	121	6	621	41
11月	1,047	120	130	6	751	40
12月	918	125	113	10	634	36
平成23年1月	900	137	148	26	552	37
2月	731	100	87	27	482	35
3月	925	131	105	46	590	53
4月	701	108	96	31	431	35
5月	1,086	181	159	61	631	54
6月	763	103	81	42	495	42
7月	679	86	44	26	479	44
8月	1,013	99	59	22	787	46
9月	791	91	57	7	594	42
10月	806	91	72	3	603	37
11月	903	118	85	4	646	50
12月	773	104	88	7	529	45
平成24年1月	789	115	92	14	526	42

## 個別延長給付について

### 1 概要

有期労働契約が更新されなかつたために離職した者又は特定受給資格者のうち、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等について、所定給付日数を60日間(※)延長する。(暫定措置)

(※) 被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日

### 2 対象者

(1)次のいずれかに該当し、公共職業安定所長が就職が困難である(※1)と認めた者

- ①45歳未満の求職者
- ②雇用情勢の厳しい地域(※2)に居住する求職者

(2)公共職業安定所長が、再就職のための支援を計画的に行う必要がある(※3)と認めた者

(※1) 公共職業安定所長が就職が困難であると認めるための基準としては、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているにもかかわらず、所定給付日数内に就職できる見込みがないこと等の要件を満たすことが必要

(※2) 直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域

- i 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上
- ii 当該地域における有効求人倍率が1倍未満
- iii 雇用保険の基本受給率が全国平均以上

$$\text{基本受給率} = \frac{\text{受給者実人員}}{\text{受給者実人員} + \text{一般被保険者数}}$$

(※3) 公共職業安定所長が再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めるための基準としては、安定した職業に就いた経験が少なく、離転職を繰り返していること等の要件を満たすことが必要。

⇒ 公共職業安定所長が再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めるための基準として、(※3)に加えて、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っていることを追加する。

## 個別延長給付の初回受給者数

	初回受給者数
平成21年度	552,676人
平成22年度	361,679人
平成23年2月	24,048人
3月	26,243人
4月	24,947人
5月	22,526人
6月	24,701人
7月	26,826人
8月	33,641人
9月	26,380人
10月	29,741人
11月	27,773人
12月	24,667人
平成24年1月	30,773人

## 参考条文

### ○雇用保険法（昭和49年法律第116号）

#### （就業促進手当）

第56条の3 就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、  
公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めた  
ときに、支給する。

一 (略)

二 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1未満である者に限る。）、特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。以下同じ。）又は日雇受給資格者（第45条又は第54条の規定による日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者をいう。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2～5 (略)

## 附 則

### （給付日数の延長に関する暫定措置）

第5条 受給資格に係る離職の日が平成24年3月31日以前である受給資格者（第22条第2項に規定する受給資格者以外の受給資格者のうち第13条第3項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者及び第23条第2項に規定する特定受給資格者に限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、第3項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数（当該受給資格者が第20条第1項及び第2項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。）を超えて、基本手当を支給することができる。

- 一 次のいずれかに該当する者であつて、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認めたもの
  - イ 第20条第1項第1号に規定する基準日において45歳未満である者
  - ロ 厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認

- められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者
- 二 前号に掲げる者のほか、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者
- 2～4 (略)

#### ○雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）

##### (受講手当)

第57条 受講手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日（基本手当の支給の対象となる日（法第19条第1項の規定により基本手当が支給されないこととなる日を含む。）に限る。）について支給するものとする。

2 受講手当の日額は、500円とする。

##### (通所手当)

第59条 通所手当は、次の各号のいずれかに該当する受給資格者に対して、支給するものとする。

- 一 受給資格者の住所又は居所から公共職業訓練等を行う施設への通所（以下この条において「通所」という。）のため、交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に該当する者を除く。）
- 二 通所のため自動車その他の交通の用具（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする者（自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所の距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に該当する者を除く。）
- 三 通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難な者以外の者であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合

の通所の距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通所手当の月額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。
- 一 前項第1号に該当する者 次項及び第4項に定めるところにより算定したその者の1箇月の通所に要する運賃等の額に相当する額(以下この条において「運賃等相当額」という。)
  - 二 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつては5,850円(厚生労働大臣の定める地域に居住する者であつて、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上である者にあつては8,010円)
  - 三 前項第3号に該当する者(交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて、通常徒歩によることが例である距離内においてのみ交通機関等を利用しているものを除く。)のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である者及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者 第1号に掲げる額と前号に掲げる額との合計額
  - 四 前項第3号に該当する者(前号に掲げる者を除く。)のうち、運賃等相当額が第2号に掲げる額以上である者 第1号に掲げる額
  - 五 前項第3号に該当する者(第3号に掲げる者を除く。)のうち、運賃等相当額が第2号に掲げる額未満である者 第2号に掲げる額

3～5 (略)

(法第56条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者等及び就職が困難な者)

第82条の3 (略)

- 2 法第56条の3第1項第2号の身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。
- 一 45歳以上の受給資格者であつて、雇用対策法第24条第3項若しくは第25条第1項の規定による認定を受けた再就職援助計画(同法第24条第1項に規定する再就職援助計画をいう。)に係る援助対象労働者(同法第26条第1項に規定する援助対象労働者をいう。)又は第102条の5第2項第2号イ及びロのいずれにも該当する事業主が作成した同号イ(1)に規定する求職活動支援書若しくは同号イ(2)に規定する書面の対象となる者に該当するもの
  - 二 季節的に雇用されていた特例受給資格者であつて、第113条第1項に規

- 定する指定地域内に所在する事業所の事業主による通年雇用に係るもの
- 三 日雇労働被保険者として雇用されることを常態とする日雇受給資格者であつて、45歳以上であるもの
- 四 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第10条の2第1項又は第2項の認定を受けている者
- 五 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第78条第1項の規定による沖縄失業者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者
- 六 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）第16条第1項若しくは第2項又は本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和56年労働省令第38号）第1条の規定による一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳（同法の規定により効力を有しているものに限る。）を所持している者
- 七 第32条各号に掲げる者

#### 附 則

（受講手当の額に関する暫定措置）

第2条 受給資格者が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間に公共職業訓練等を受けた場合における当該期間内の受講手当の日額に係る第57条第2項の規定の適用については、同項中「500円」とあるのは、「700円」とする。

（常用就職支度手当に関する暫定措置）

第3条 平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間に職業に就いた者に係る第82条の3第2項の規定の適用については、同項中「次のとおり」とあるのは「安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であつて、前項に規定する安定した職業に就いた日において40歳未満であるもののほか、次のとおり」とする。

（法附則第5条第1項第1号の厚生労働省令で定める基準）

第20条 法附則第5条第1項第1号の厚生労働省令で定める基準は、受給資格者が次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 特に誠実かつ熱心に求職活動を行つているにもかかわらず、法第22条第1項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に職業指導そ

の他再就職の援助を行う必要があると認められること。

- 二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること及び公共職業安定所が行う再就職を指導するために必要な職業指導を受けることを拒んだことがないこと。

(法附則第5条第1項第2号の厚生労働省令で定める基準)

第22条 法附則第5条第1項第2号の厚生労働省令で定める基準は、附則第20条第2号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 安定した職業に就いた経験が少なく、離職又は転職を繰り返していること。
- 二 産業構造、労働市場の状況等からみて、再就職のために、その者が従事していた職種を転換する等の必要があること。
- 三 前2号に掲げる基準のほか、特に誠実かつ熱心に求職活動を行つており、かつ、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、その者が適切な職業選択を行うことが著しく困難となること。

